

社会福祉法人松本ハイランド 次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画

令和2年4月1日制定

1. 方針

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにして、H17.4.1に施行された次世代育児支援対策推進法に基づき、女性職員比率が7割を超える当法人として、以下の通り行動計画を策定し取り組む。

- (1) 職員が仕事と家庭生活（子育て含む）を両立させることができる環境づくり
- (2) 妊娠・出産・育児・復職時における支援
- (3) 職員の能力が十分発揮できる働きやすい職場環境の整備
- (4) 次世代育成、地域交流のため体験学習、ボランティア、職場実習等の積極的受入

2. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 5年

3. 内容

目標1： 妊娠中の女性職員の母性健康管理について、パンフレットを更新し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ 職員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集。働き方に関する法律・制度・法人規程の周知。パンフレットの更新。以降継続実施。

目標2： 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員の、相談窓口の維持・強化。

<対策>

- 令和2年4月～ 相談窓口（ママ支援相談室）担当者による個別面談の実施。以降継続実施。
※ 相談窓口担当者：教育指導人材確保統括

目標3： 職員のライフスタイルに応じた人事制度・諸規程の改定。（自主性・創造性の最大限の尊重、モチベーション・能力開発の促進、能力・貢献度に応じた処遇、透明性のある制度）

<対策>

- 令和2年4月～ 働き方改革に沿って改定の必要な事項について、就業規則等人事関連諸規程を変更審議。

目標4：

若年者や近隣住民に対し、積極的な就業体験機会と活動の場の提供。
資格取得支援、学生実習の受入及び地域交流機会の増加。

<対策>

- 令和2年4月～ 各学校（中学校、養護学校、高校、短大、専門学校、大学）や地域住民などに対し、ボランティア活動への参加や施設体験を通じて、次世代育成と地域との交流促進を図る。
- 令和2年4月～ 地域連携担当を中心に、実習・体験学習・ボランティアなど受入と、地域へ出向く講座の実施。実施状況の広報・法人ブログ等への掲載・アピール。以降継続実施。